

第9次粉じん障害防止総合対策（群馬局版）

第1 第8次粉じん障害総合対策期間中の状況と現状における課題

- (1) 第8次粉じん障害防止総合対策（以下「第8次粉じん対策」という。）は、業種別で①ずい道等建設工事、粉じん作業別で②アーク溶接作業、③金属等の研ま作業、当局独自として④岩石・金属裁断等作業、⑤鋳物業における鋳込み、砂型解体等作業の5項目を重点に取り組んだ。

第8次粉じん対策期間中のじん肺新規有所見者（以下「有所見者」という。）数は7人で、年別の内訳は、平成25年1人、平成26年2人、平成27年2人、平成28年1人、平成29年1人であった。

また、業種別では、一般機械器具製造業4人、鋳物業2人、その他の土石製品製造業1人、作業別では、岩石・研磨作業3人、アーク溶接作業2人、岩石・金属裁断作業1人、鋳込み作業1人の有所見者が発生している。

- (2) ずい道等建設工事に係る労働安全衛生規則第90条第3号に基づく新規届出件数は、平成25年12件、平成26年4件、平成27年1件、平成28年2件、平成29年6件と、各年で増減はあるものの中長期的には減少傾向を示している。
- (3) 現状における課題として、有所見者に減少が認められないこと、ずい道等建設工事は工事件数も少なく有所見者もないが、沼田署管内の「新三国トンネル工事」が今後本格化することが見込まれること、製造業や建設業で多い作業の岩石・金属裁断作業で1人、岩石・金属研磨作業で3人有所見者が発生していること等から、第8次粉じん対策に引き続き、第9次粉じん障害総合防止対策を策定し、対策に取り組む必要がある。

第2 目的

本総合対策では、8次にわたる粉じん障害防止の推進状況を踏まえ、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進するため、中長期的な観点に立ち、対策の重点事項、労働基準行政が実施する事項及び、事業者が講じなければならない措置等のうち重点事項を示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第3 推進期間

平成30年度（2018年4月）から平成34年度（2022年3月）までの5か年とする。

第4 目標

平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年（2018年）から平成34年（2022年）まで5年間のじん肺新規有所見者数を20%以上減少（7人→5人）させる。

第5 総合対策の重点事項

次の事項を重点として推進する。

- (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (2) ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策
- (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (4) じん肺健康診断の着実な実施
- (5) 離職後の健康管理の推進

- (6) 岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業に係る粉じん
障害防止対策
- (7) 鋳込み等作業、砂型造形・解体等作業に係る粉じん障害防止対策

(注) 粉じん障害予防規則

別表第1（粉じん作業）、別表第2（特定粉じん作業）、別表第3（保護具使用作業）

・ 鉱物等の粉碎破碎

別表第1第8号、別表第2第8号（手持ち式動力工具によるものを除く）、
別表第3第7号

・ 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業

別表第1第7号、別表第3第6号の2

・ 屋外における鉱物等の破碎作業対策

別表第1第3号、8号、別表第3第7号

・ アーク溶接作業（屋外含む）

別表第1第20号の2、別表第3第14号

・ 岩石・鉱物・金属研磨等作業

別表第1第7号、
別表第2第6号、7号（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く）、
別表第3第5、6、6の2号

・ 岩石・鉱物裁断等作業対策

別表第1第6号、別表第2第5号（手持ち式動力工具によるものを除く）、第6号、
別表第3第4、5号

・ 鋳込み等作業

別表第1第17号、別表第3第12の2

・ 砂型造形・解体等作業対策

別表第1第15号、別表第2第14号（手持ち式動力工具によるものを除く）、
別表第3第11号